平成２９年（フ）第６０号
宮崎県延岡市野田１丁目15番地１
債務者　矢野　貴明
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第３０号
北海道余市郡余市町沢町５丁目19番地３、前住所北海道余市郡余市町富沢町11丁目２番地
債務者　斎藤　健太
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１５７号
千葉県野田市大殿井318番地
債務者　脇田慶子こと　張　　賢貞
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２２３号
千葉県鎌ケ谷市南初富５丁目９番70号（マックハイツ鎌ケ谷203号）
債務者　久次　伸也
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２４８号
千葉県柏市増尾台１丁目10番11号　関口ハイツ101号
債務者　森下　景子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２７０号
千葉県野田市木間ケ瀬3959番地
債務者　鶴岡由紀子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２９４号
千葉県松戸市平賀228番地　コーポグリーン205号
債務者　布川　信男
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１８７号
神奈川県厚木市田村町10番６－１号　Ｔｅｒｒａｃｅ本厚木Ⅰ　102、前住所神奈川県厚木市栄町１丁目９番６－102号
債務者　井上　洵一
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１９０号
神奈川県小田原市中里５番地の５　マリナスパジオ203号室
債務者　丸子　美絵（旧姓森）
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１９９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3575番地　ハイツ桜台202
債務者　萩原　敦子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２３２号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1662番地の16
債務者　小島　恵子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５４号
広島県福山市春日町１丁目５番５号　アーバンやましげＢ103
債務者　金野　卓也
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第６４号
広島県福山市東手城町１丁目26番35号　グランデパラッツオⅡ204
債務者　土井　理恵
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第３５号
山口市黒川971番地12
債務者　片岡　宏康
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
静岡県浜松市中区幸１丁目２番31号山彦ハイツ201号室
債務者　本田　忠幸
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３４０６号
東京都板橋区高島平４丁目19―12―206
債務者　木村　　功
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４４５号
東京都足立区東綾瀬３丁目12―16―102
債務者　中山　美穂
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部